

# 解約通知書

(株)diversity house 様

この度、次のとおり御社との間にて締結した定期賃貸借契約書の解約通告に則り、下記注意事項を了承した上でここに解約を通知します。又、退去日までに本物件を明け渡すことをここに約束します。

なお、明け渡し日以降に残置物があった場合には、処分されることを了承し、異議申し立てはいたしません。

明け渡し日以降は、郵便局へ速やかに転居届を届け出します。

氏名	
お住まいの建物・部屋	物件名： 所在地：  賃料：                      円                      共益費：                      円
移転先	移転先住所： 〒  電話：(        )                      - 携帯：(        )                      -
昼間連絡先 (勤務先など)	住所：〒  電話：(        )                      -
デポジット返金先	銀行                      支店                      普通・当座                      No. 口座名義人
届出年月日	年    月    日 (    )
家賃及び共益費の 支払義務	退去日まで
退去日	年    月    日
立会希望時間 ※退出日以前とする	年    月    日 時間        :    ~        :

(線内をもれなくご記入ください)

## 【ご注意】

1. 契約終了日：退出日1ヶ月前までに解約通知書をお送りください。1ヶ月前に満たない場合でも、解約通知書受理より1ヶ月間の賃料及び共益費が発生いたしますのでご注意ください。
2. 退去(明渡し)：退去は、住宅を完全に明渡し、カギを返還したときに完了したものと認定します。なお、カギの返還以降は、契約終了日以前でも住宅の使用はできません。
3. 賃料等：契約終了日以前に住宅を退出されても、契約終了日まで賃料等が発生致します。
4. デポジットの返金：デポジットは借主の故意・過失による修復及び現状回復が必要な場合、並びに賃料等の未払いがあった場合、その債務金額を控除して残額を退去後1ヶ月以内に、貸主より上記指定口座にお振込み致します。
5. 退去日の変更：一度ご通知いただいた退去日はいかなる理由があろうとも変更することはできません。退去日が遅れますと、次の居住者への損害賠償が発生する事がありますので、次の居住地への引越日が決定した後に、解約通知書を提出する事をおすすめします。
6. その他詳細につきましては、定期賃貸借契約書を再度ご確認ください。